



島根県報

平成18年12月19日 (火)
第 1,839 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 告 示 | |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | (障害者福祉課) 1 |
| 保安林の指定の解除 | (森林整備課) 1 |
| 定置漁業の免許 | (水産課) 2 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) 2 |
| 道路の供用開始 | (") 3 |
| 特定調達公告 | |
| 島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の実施 | (会計課) 4 |
| 漁調委指示 | |
| 定置漁業の保護区域の設定 | 6 |
| 正 誤 | |
| 平成18年11月21日付け島根県報第1,831号中 | (道路維持課) 6 |

告 示

島根県告示第1123号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成18年12月19日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
|-------|--------|----------|--------------|-------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 清水 弘治 | 心臓血管外科 | 松江市立病院 | 松江市乃白町32 - 1 | 平成18年11月30日 |
| 谷田 敦 | 整形外科 | 松江市立病院 | 松江市乃白町32 - 1 | 平成18年11月30日 |
| 鶴貝紗矢子 | 神経内科 | 松江市立病院 | 松江市乃白町32 - 1 | 平成18年11月30日 |

島根県告示第1124号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年12月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大田市山口町山口字宮山1573 - 2

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第1125号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、定置漁業を平成18年12月12日付けで次のとおり免許した。
平成18年12月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名（名称）

| 公示番号 免許番号 | 住 所 | 氏 名（名 称） |
|--------------|-------------------|----------|
| 定第60号 | 隠岐郡海士町大字福井387番地 2 | 飯古建設有限会社 |

- 2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間
平成18年 9 月12日付け島根県告示第885号のとおり

島根県告示第1126号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に

供する。

平成18年12月19日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の 種 類 | 路 線 名 | 道 路 の 区 域 | | | 管轄する地 方機関の名 称 | 備 考 | |
|------------|-------------|------------------------------|------------|------------------------|---------------------|-------------------------|--|
| | | 区 間 | 変更前 後の別 | 敷地の幅員 | | | 延 長 |
| 一般国道 | 261号 | 江津市松川町長良168番3地先から同160番2地先まで | 前 A | メートル 8.00～ 10.80 | メートル 74.00 | 浜田県土整 備事務所 | 災害復旧事業 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ 仮設道路 |
| | | | A | 8.00～ 10.80 | 74.00 | | |
| | | | 後 B | 5.00～ 12.70 | 79.40 | | |
| 県 道 | 多伎江南出 雲線 | 出雲市東神西町383番1地先から同町92番1地先まで | 前 | 6.00～ 6.30 | 261.00 | 出雲県土整 備事務所 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 6.00～ 9.75 | 261.00 | | |
| " | 六日市錦線 | 鹿足郡吉賀町六日市494番1地先から同495番1地先まで | 前 A | 16.40～ 31.50 | 80.00 | 益田県土整 備事務所津 和野土木事 | 交通安全工事 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 |
| | | | 後 A | 16.40～ 31.50 | 80.00 | | |

| | | | | | | | | |
|---|------------|---|---|----------------|-----------------|--------|----------------|--|
| | | | B | 7.70 ~ 9.50 | 80.00 | 業所 | ダブルウェイ 仮設道路 | |
| " | 西ノ島海士 線 | 隠岐郡西ノ島町大字宇 賀字蔵ノ谷569番1地 先から同字578番3地 先まで | 前 | A | 4.10 ~ 4.30 | 140.70 | 隠岐支庁県 土整備局 | 道路改良工事 |
| | | | 後 | A | 4.10 ~ 4.30 | 140.70 | | 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 |
| | | | | B | 4.30 ~ 32.00 | 134.00 | | ダブルウェイ |

島根県告示第1127号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年12月19日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の 種 類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 延 長 | 供用開始 年 月 日 | 管轄する地 方機関の 名 称 | 備 考 |
|------------|-------------|--------------------------------------|----------------|-----------------|-------------------------------|-----|
| 一般国道 | 432号 | 松江市八雲町日吉191番1地先から同281番4地先まで | メートル 300.00 | 平成18年 12月19日 | 松江県土整 備事務所 | |
| " | 261号 | 江津市松川町長良168番3地先から同160番2地先まで | 79.40 | " | 浜田県土整 備事務所 | |
| 県 道 | 多伎江南出 雲線 | 出雲市今市町北本町5丁目5番35地先から同5番15地先まで | 55.00 | " | | |
| | | 出雲市今市町北本町5丁目5番15地先から同市大津町本朝851番1地先まで | 15.00 | " | | |
| | | 出雲市東神西町383番1地先から同町92番1地先まで | 261.00 | " | | |
| " | 小伊津港線 | 出雲市三津町721番5地先から同町731番地先まで | 170.00 | " | 出雲県土整 備事務所 | |
| " | 大社立久恵 線 | 出雲市高松町1227番6地先から同町1053番4地先まで | 217.00 | 平成18年 12月25日 | | |
| " | 矢尾今市線 | 出雲市大塚町1109番1地先から同市姫原町467番地先まで | 520.00 | 平成18年 12月19日 | | |
| " | 出雲イン ター線 | 出雲市東神西町361番2地先から同市神西沖町297番1地先まで | 363.20 | " | | |
| " | 川本波多線 | 邑智郡川本町大字川本381番1地先から同地先まで | 26.00 | " | 県央県土整 備事務所 | |
| " | 六日市錦線 | 鹿足郡吉賀町六日市494番1地先から同495番1地先まで | 85.00 | 平成18年 12月26日 | 益田県土整 備事務所津 和野土木事 業所 | |

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年12月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 件 名

島根県行政情報ネットワーク用パソコン377台の購入

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成19年3月19日まで

(4) 納入期限

平成19年3月19日

(5) 納入場所

島根県内（本土及び隠岐地区）とし、詳細は入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札者は、入札書にパソコン1台当たりの単価（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）及び当該単価に予定数量を乗じて得た金額を記載するものとする。

イ 落札決定に当たっては、アの金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下、「支出予定相当額」という。）をもって落札金額とする。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類1（文具・事務用機器類）、中分類(4)（情報処理機器）の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札について入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札説明書の交付等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階

島根県出納局会計課 用度グループ

電話：0852 - 22 - 5336 ファクシミリ：0852 - 22 - 5963

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者 1 人に対し、1 部を無償で交付する。

イ 交付期間は、本公告の日から平成18年12月27日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

ウ 電子ファイル（Word 及び Excel 形式）による交付を希望する者には、電子ファイル（Word 及び Excel 形式）を電子メールに添付して入札説明書を交付するので、交付期間中に、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号、返信先電子メールアドレスを明記して上記(1)まで申し込むこと。

(3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、申請書に入札説明書に規定する書類等を添付の上、島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成19年 1 月17日（水）午後 5 時

ウ 提出場所 上記(1)の場所

エ 提出方法 持参又は書留による郵送（提出期限必着）

4 入札書の受領期限

平成19年1月29日（月）午後 2 時

（郵便による入札にあっては、平成19年 1 月26日（金）午後 5 時までに到着していること。）

5 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 平成19年 1 月29日（月） 午後 2 時

(2) 場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第 1 会議室

(3) 郵便による入札 認める。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる支出予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

支出予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請等に必要な書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Item Name and Quantity of Product to be purchased

Item: Personal Computer for Shimane Prefectural Information Network

Quantity: 377 units

(2) Submission of Tender

Start: 29 January 2007, 2:00 p.m.

(3) Contact Details

Supply Group

Accounting Division

Bureau of the Treasury

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi

Matsue-shi

Shimane-ken 690-8501 J A P A N

TEL: 0852-22-5336

FAX: 0852-22-5963

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

隠岐海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成18年12月12日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成18年12月19日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

定第60号 隠岐郡海士町大字崎地先

2 保護区域及び漁法

| 区 域（メートル） | | 漁 法 |
|-----------|--------|------------------|
| 両 口 | 両面 500 | 各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄 |
| | 沖合 300 | |

正 誤

平成18年11月21日付け島根県報第1,831号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇 所

誤

正

4

島根県告示第
1055号の表中

| 区 間 | 変更前 後の別 |
|---|------------|
| 簸川郡斐川町大字直江 町3256番 4 地先から同 町大字阿宮16番 1 地先 まで | A |
| 簸川郡斐川町大字直江 町3256番 2 地先から同 町大字阿宮16番 1 地先 まで | 後 B |
| 簸川郡斐川町大字直江 町3607番 1 地先から同 大字3612番 2 地先まで | C |

| 区 間 | 変更前 後の別 |
|---|------------|
| 簸川郡斐川町大字直江 町3256番 4 地先から同 町大字阿宮16番 1 地先 まで | A |
| 簸川郡斐川町大字直江 町3256番 2 地先から同 町大字阿宮16番 1 地先 まで | 後 B |
| 簸川郡斐川町大字直江 町3608番 4 地先から同 大字3612番 4 地先まで | C |

